

令和7年度大阪府認定調査員研修(新規研修) 受講の手引き

本研修は、e ラーニング形式で実施します。インターネットに接続したパソコンやタブレット等から「e ラーニングシステム」を利用して、都合のよい時間帯に各自で教材学習を進めていただきます。

下記の記載事項をよくお読みいただいたうえで、研修にお申込みください。

<受講の手引き 目次>

1. 研修の概要	2
2. 研修受講のながれ.....	3
(A) 一般の介護支援専門員の方.....	3
(B) 市町村職員、指定市町村事務受託法人の職員の方.....	6
3. インターネット環境のない方	7
4. その他.....	7
別紙 1:令和7年度大阪府認定調査員研修(新規研修)実施要領.....	8
別紙 2:承認メール、修了証明書発送時期のめやす	10
別紙 3:冊子版「認定調査員テキスト」の受取りについて	11
別紙 4:Leaf Lightning 動作環境	15

別冊 「e ラーニングシステム」 受講画面操作方法……………大阪府ホームページ上に掲載

【問い合わせ先/書類等の提出先/認定調査員テキストの受取場所】

大阪府福祉部 高齢介護室 介護支援課 利用者支援グループ
認定調査員研修担当

電話番号:06-6941-0351 内線 4477 または 4500

受付時間:平日午前9時 30 分から午後5時30 分まで

〒540-8570 大阪府大阪市中央区大手前 2 丁目 大阪府庁別館7階

[<大阪府庁別館へのアクセス>](#)

・Osaka Metro 谷町線・京阪「天満橋駅」3 番出口から約 400 メートル

・Osaka Metro 谷町線・中央線「谷町四丁目駅」1A 出口から約 270 メートル

★テキストの受取り、証の写しの提出等で大阪府庁にお越しいただく場合は、
ご案内の都合上、午後 5 時00 分までにお願い申し上げます。

1. 研修の概要

(1) 実施期間(第1期)

受講申込期間	令和7年9月24日(水)から令和8年3月1日(日)まで
受講期間	令和7年10月1日(水)から令和8年3月13日(金)まで

(2) 受講費用

無料、ただし「要介護認定 認定調査員テキスト2009 改訂版」の郵送を希望する場合は、返信用レターパック(ライト【青】430円分 or プラス【赤】600円分)の送付が必要。

(3) カリキュラム

[別紙1「令和7年度大阪府認定調査員研修\(新規研修\)実施要領」](#)のとおり

(4) 受講対象者

本研修の受講対象者は、下記の1から3に該当する方であって、府内市町村等で新規に認定調査に従事される方(予定を含む)です。

1.介護支援専門員

2.府内市町村の職員(会計年度任用職員、臨時的任用職員を含む)

3.府内指定市町村事務受託法人の職員

＼1 介護支援専門員の方はさらに次の要件に該当していることを確認してください／

A:大阪府登録の介護支援専門員

○介護支援専門員実務研修を修了し、介護支援専門員証の交付を受けていること。

○申込時、受講時ともに、介護支援専門員証の有効期間内であること。

※有効期間が既に満了した方であっても「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員証の特例措置」の対象者である場合は、受講対象です。

B:大阪府以外の都道府県登録の介護支援専門員

○介護支援専門員実務研修を修了し、介護支援専門員証の交付を受けていること。

○申込時、受講時ともに、介護支援専門員証の有効期間内であること。

※有効期間が既に満了した方であっても、大阪府「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員証の特例措置」と同様の取扱いが適用されている場合は、受講対象です。

○現に大阪府内の居宅介護支援事業所等に勤務しており、認定調査に従事する予定があること。

★認定調査員研修(新規研修)を一度修了すれば、認定調査に従事することが可能です。

※第1回から第5回までの大阪府介護支援専門員実務研修を修了された方は、実務研修のカリキュラムに認定調査員研修の項目が含まれていたため、本研修を受講する必要はありません。

※他の都道府県又は指定都市が実施する認定調査員研修(新規研修)を修了された方は、本研修を受講する必要はありません。

(5) 受講にあたっての注意事項

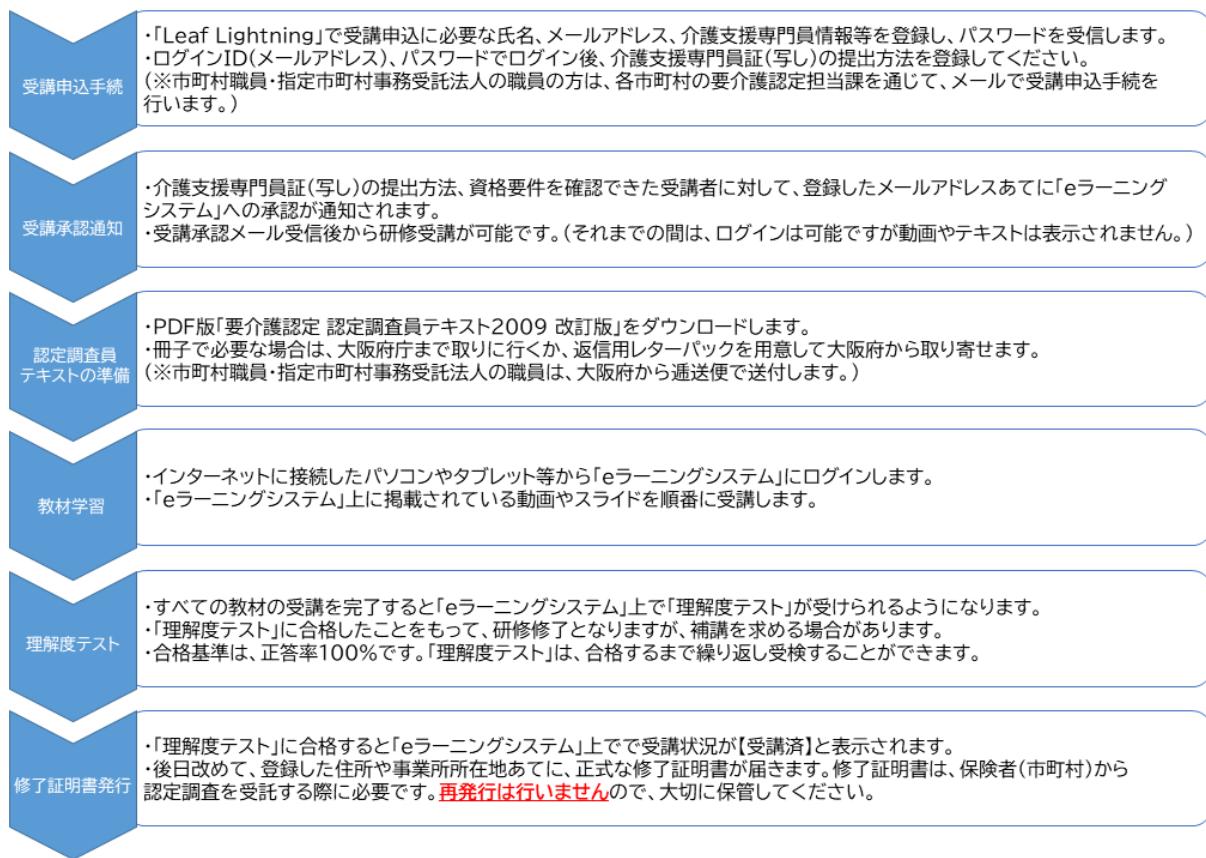
本研修は、以前は会場に集合していただき開催していましたが、令和5年度からは都合のよい時間帯に各自で教材学習を進めていただけるよう、e ラーニング方式を採用しております。

また動画教材には、視聴したい箇所を繰り返して見ていただけるよう、速度設定・巻き戻し・スキップなどの機能を備えています。

教材ごとの学習時間や受講回数、演習・テストへの回答内容はシステム上に記録されており、正式な修了証を郵送で交付する前に、ある程度確認させていただいております。

教材ごとの「学習に要する時間」に対して極端に学習時間が少ないなど、全課程を受講したとは認めがたい場合には、個別に連絡(e ラーニングシステムからのお知らせメール)をどうさせていただき、解消されない場合は修了証明書の交付をお断りしますので、その旨ご承知おきください。

2. 研修受講のながれ



(A)一般の介護支援専門員の方は 3ページ へ、

(B)市町村職員、指定市町村事務受託法人の職員の方は 6 ページ へお進みください。
それぞれの受講のながれをご案内します。

(A) 一般の介護支援専門員の方

(1) 受講申込手続

① 申込方法

- ・ 大阪府公式ホームページ上の「大阪府認定調査員研修(新規研修)」からお申し込みください。
利用者登録が必要となります。必要に応じて、別冊「(Leaf Lightning)大阪府認定調査員研修【新規研修】受講申込み画面の操作方法」を参照してください。

大阪府認定調査員(新規研修)お申込みはこちらをクリック

- ・ URL
https://osakafu-ninteityousain-shinkikensyu-lightning.leaflrm.jp/open_seminars
- ・ 大阪府庁トップページ⇒キーワードから探す⇒キーワード検索欄に「認定調査員研修」と入力
またはページ ID 検索欄に「5552」と入力し【検索】をクリック
⇒「大阪府認定調査員研修(新規研修)について⇒「3.令和7年度研修について」に掲載
- ・ 電話や書面による申込みは受付けておりません。
インターネット環境のない方は、7 ページ「3.インターネット環境のない方」をご確認ください。



② 注意事項

- 受講申込の際は、受講希望者1名につき1つのメールアドレスが必要になります。
複数の受講者が同じメールアドレスを登録することはできません。
※特に法人や事業所のメールアドレスのご使用はお控えください。
- ドコモ、au、ソフトバンク等の各携帯通信事業者が提供するメールアドレス(以下、キャリアメール)では、迷惑メール設定の状況により「e ラーニングシステム」から送信されるメールを受け取れないことがあります。
なるべくキャリアメール以外のメールアドレスを登録していただくか、キャリアメールを登録する場合は、申込登録後にパスワード発行のメールが届いているか必ず確認してください。

(2) 申込受付/パスワード発行

- 受講申込の際に入力した**メールアドレスがログイン ID**として使用されます。
受講申込後、直ぐに登録したメールアドレスあてに(a)申込受付及びログイン方法と(b)パスワード発行の通知が届きます。**※まだ受講は確定していません。**

- (a)申込受付のメールのタイトル及び送信元アドレスは次のとおりです。

タイトル	「大阪府認定調査員研修【新規研修(第1期)】」の研修申込を受付しました
送付元アドレス	大阪府介護支援課認定調査員研修担当<noreply@mail1.leaf-hrm.jp>

- (b)パスワード発行のメールのタイトル及び送信元アドレスは次のとおりです。

タイトル	パスワードを発行しました【Response periodLeafLightning】
送付元アドレス	LeafLightning 管理者<noreply@mail1.leaf-hrm.jp >

- 登録後、数時間も過ぎても通知が届かない場合は、次の原因が考えられます。

原因	対応
通知のメールが迷惑メールフォルダ等に振り分けられた。	受信フォルダ以外のフォルダに誤って入っていないかご確認ください。
受講申込時に携帯キャリアメールを登録した。	ログイン ID の通知メールが、迷惑メールと判定され、受信拒否された可能性があります。申込番号を手元に用意して、お問い合わせください。
受講申込時に誤ったメールアドレスを入力した。	再度、正しいメールアドレスで入力してください。 その際【受講にあたっての配慮事項】の欄に「同氏名・生年月日・介護支援専門員番号の申請が他にあれば削除を希望」と必ず入力してください。

- パスワードは大阪府では管理していません。
- ログイン ID、パスワードは受講者によって異なり、修了の可否をシステム上の記録で確認しています。他人に教えたり、共有したりはせず、大切に保管してください。
- パスワードを忘れた場合は、ログインするための URL よりご自身で再発行してください。

(3) 介護支援専門員証(写し)の提出方法

- 申込受付メールの指示に従って「e ラーニングシステム」にログインを行い、介護支援専門員証(写し)の提出方法を登録してください。**※登録を行わなければ受講承認がされません。**
- 有効期間内の介護支援専門員証(写し)が必要です。
- 提出方法は、下記の3通りです。

1)データをアップロードする

(介護支援専門員証の表面を読み取って作成した PDF や、撮影した画像等のデータ)

2)郵送する

3)窓口へ持参する

郵送で提出する場合

〒540-8570 大阪府大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁別館7階
大阪府福祉部高齢介護室介護支援課利用者支援グループ(認定調査員研修担当)

窓口へ持参する場合

上記、住所へ平日午前 9 時 30 分から午後 5 時 00 分までにお越しください。

- 郵送又は持参を登録された方は、なるべく早く大阪府に到着するよう作業してください。
- 介護支援専門員証の交付申請中などで手元にない場合は、原則として、新しい証を取得してから申込手続きを行ってください。
- 認定調査員研修を早く受講しなければならないご事情がある場合は、先に申込みして構いませんが、修了証明書は介護支援専門員証の写しの提出があるまで交付できません。証が手元に届き次第、速やかに1)～3)の方法で写しを提出してください。

(4) 受講承認メール

- 承認メールは、2週間に1回行っています。受講申込のタイミングによって、申込から通知までに、最短3日間から最長16日間かかります。具体的な日程は、[承認メール・修了証明書発送時期のめやす](#)をご確認ください。
 - 承認メールのタイトル及び送信元アドレスは次のとおりです。
- | | |
|---------|--|
| タイトル | 「大阪府認定調査員研修【新規研修(第1期)】」受講確定のご連絡 |
| 送付元アドレス | 大阪府介護支援課認定調査員研修担当<noreply@mail1.leaf-hrm.jp> |

(5) 認定調査員テキストの準備

- 研修では「要介護認定 認定調査員テキスト 2009 改訂版」を使用します。
- PDF版を「e ラーニングシステム」上に掲載しておりますので、学習を始めるまえに、データをダウンロードしてください。
- データを印刷した冊子(B5判)が必要な方は、[別紙3「冊子版「認定調査員テキスト」の受取りについて](#)をご確認ください。

(6) 教材学習

- インターネットに接続したパソコンやタブレット等から「e ラーニングシステム」にログインして、掲載されている教材(動画・テキスト)を受講します。必要に応じて、別冊「e ラーニングシステム」受講画面操作方法を参照してください。
- 動画やテストは、中断、履歴を保存、再開することができます。受講期間最終日までに、すべての教材を受講してください。また、繰り返し受講することもできます。
- 通信料は受講者の負担です。Wi-Fi等のインターネット接続環境がなく、モバイルデータ通信を利用される場合は、多大な通信費がかかることもありますのでご注意ください。

(7) 理解度テスト

- すべての教材の受講を完了すると「理解度テスト」が受けられるようになります。
- 「理解度テスト」に合格したことをもって、研修修了を認めます。合格基準は、正答率 100% (全問正解)です。合格するまで、繰り返し受検してください。

(8) 修了証明書発行

- 「理解度テスト」に合格すると「e ラーニングシステム」上で受講状況が【受講済】と表示されます。
- 後日改めて、受講申込時に登録した送付先あてに、正式な修了証明書を郵送します。修了証明書は、保険者(市町村)から認定調査を受託する際に必要です。再発行は行いませんので、大切に保管してください。
- 修了証明書の郵送は、2週間に1回行っています。修了のタイミングによって、郵送までに最短3日間から最長21日間かかります。具体的な日程は、[別紙2「承認メール・修了証明書発送時期のめやす](#)をご確認ください。
- お手元に届きましたら、記載内容(氏名・介護支援専門員番号、修了年月日)に誤りがないか、必ず確認してください。
- 修了証明書は、保険者(市町村)から認定調査を受託する際に必要です。再交付はいたしませんので、大切に保管してください。
- 「e ラーニングシステム」上で受講状況が【受講済】と表示されてから、正式な修了証明書がお手元に届くまでの間に認定調査に従事する必要がある場合は、委託元市町村とご相談のうえご対応ください。

(B) 市町村職員、指定市町村事務受託法人の職員の方

(1) 受講申込手続

① 申込方法

- ・ 所属市町村、事務委託元市町村の要介護認定担当課を通じて、受講者名簿をメールでご提出ください。
名簿の様式、提出先等は、各市町村のご担当者様へご案内しています。
(一部の法人は、大阪府あてに直接提出いただきます。)

② 添付書類

- ・ 指定市町村事務受託法人の職員の方は、以下の書類をメールに添付、または郵送でご提出ください。
 - 介護支援専門員の場合
 - ・ 介護支援専門員証の写し(証の更新又は交付申請中の場合は、更新申請書又は交付申請書の写し)
 - 規則第113条の2第一号又は第二号に規定される者であって、介護に係る実務経験が5年以上に該当する者の場合
 - ・ 指定市町村事務受託法人が認定調査員として採用するとき(又は市町村が委託するとき)に認定調査員の要件に該当することを確認した書類の写し

添付書類の郵送先

〒540-8570 大阪府大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁別館7階

大阪府福祉部高齢介護室介護支援課利用者支援グループ(認定調査員研修担当)

(2) ログイン ID/パスワード通知

- ・ 大阪府で、受講者情報を「e ラーニングシステム」に登録します。
後日、ご提出いただいた受講者名簿に「e ラーニングシステム」にログインするためのログイン ID、パスワード、URL を追記し、各市町村の要介護認定担当課あてに通知(返信)します。
- ・ 通知は、2週間に1回行っています。受講申込のタイミングによって、申込から通知までに、最短3日間から最長16日間かかります。具体的な日程は、別紙2「承認メール・修了証明書発送時期のめやす」をご確認ください。お急ぎのご事情がある場合は、別途ご相談ください。
- ・ 初回ログイン時にパスワードの再設定が必要です。変更後のパスワードは大阪府では管理していません。
- ・ ログイン ID、パスワードは受講者によって異なり、修了の可否をシステム上の記録で確認しています。他人に教えたり、共有したりはせず、大切に保管してください。
- ・ パスワードを忘れた場合は、ログインするための URL よりご自身で再発行してください。

(3) 認定調査員テキストの準備

- ・ 研修では「要介護認定 認定調査員テキスト 2009 改訂版」を使用します。
冊子(B5判)を各市町村要介護認定担当課あてに遙送しますのでご活用ください。

(4) 教材学習

- ・ インターネットに接続したパソコンやタブレット等から「e ラーニングシステム」にログインして、掲載されている教材(動画・テキスト)を受講します。必要に応じて、別冊「e ラーニングシステム」受講画面操作方法」を参照してください。
- ・ 動画やテストは、中断、履歴を保存、再開することができます。受講期間最終日までに、すべての教材を受講してください。また、繰り返し受講することもできます。
- ・ 通信料は受講者の負担です。Wi-Fi 等のインターネット接続環境がなく、モバイルデータ通信を利用される場合は、多大な通信費がかかることもありますのでご注意ください。

(5) 理解度テスト

- ・ すべての教材の受講を完了すると「理解度テスト」が受けられるようになります。
- ・ 「理解度テスト」に合格したことをもって、研修修了を認めます。合格基準は、正答率 100% (全問正解)です。合格するまで、繰り返し受検してください。

(6) 修了証明書発行

- 「理解度テスト」に合格すると「e ラーニングシステム」上で受講状況が【受講済】と表示されます。
- 後日改めて、各市町村要介護認定担当課(または各法人)あてに、正式な修了証明書を遅送・郵送します。
- 修了証明書の郵送は、2週間に1回行っています。修了のタイミングによって、郵送までに最短3日間から最長21日間かかります。具体的な日程は、[別紙2「承認メール・修了証明書発送時期のめやす」](#)をご確認ください。
- お手元に届きましたら、記載内容(氏名・介護支援専門員番号)に誤りがないか、必ず確認してください。
- 「e ラーニングシステム」上で受講状況が【受講済】と表示されてから、正式な修了証明書がお手元に届くまでの間に認定調査に従事する必要がある場合は、各市町村とご相談のうえご対応ください。

3. インターネット環境のない方

「e ラーニングシステム」で受講するためのインターネット環境、パソコンを会場に用意いたします。事前にお申込みのうえ、会場にて受講いただきますようお願ひいたします。

(1) 開催日程及び申込期限

開催日程	申込期限
令和7年11月13日(木)	令和7年10月31日(金)午後5時00分まで
令和7年11月14日(金)	
令和8年3月5日(木)	令和8年2月27日(金)午後5時00分まで
令和8年3月6日(金)	

★いずれの開催日程も、受講時間は午前9時00分から午後4時00分まで。

(2) 受講申込方法

- 下記にお電話ください。氏名、介護支援専門員番号、ご連絡先をお伺いします。

大阪府福祉部高齢介護室介護支援課利用者支援グループ 認定調査員研修担当

電話番号:06-6941-0351 内線4477 または4500

受付時間:平日午前9時30分から午後5時30分まで

(3) 会場

大阪府福祉部高齢介護室介護支援課 会議室

(大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁別館6階)

(4) 注意事項

- 定員は各日程1名です。申込みは先着順とします。
- 用意できるパソコンの数には限りがございます。インターネット環境等がなく、申込み・受講ともにインターネットでは行えない方を優先させていただきます。
- 各日程の受講時間中に「理解度テスト」に合格し修了した場合に限り、後日郵送にて修了証明書を送付します。時間内に修了できなかった場合でも、時間延長や実施日の振替には対応致しかねます。また、ご自宅等に持ち帰って続きから受講することもできません。

4. その他

- 都道府県又は指定都市が実施する認定調査員研修(新規研修)を修了していない場合は、認定調査に従事することができません。
- 受講申込時に収集した個人情報は、個人情報関連法令を順守し、大阪府による研修調整事務及び市町村からの受講歴に関する問い合わせ以外には使用しません。
- 「e ラーニングシステム」の操作方法については、それぞれお示しした操作マニュアル等を参照してください。なお、大阪府に対して基本操作方法以外の技術的なお問合せをいただきましても、お答えいたしかねます。
- 各受講者に割り当てられた「e ラーニングシステム」のログインID等のアカウント情報は、受講期間終了後、大阪府が別途定める時期に削除されます。

令和7年度大阪府認定調査員研修(新規研修)実施要領

1 目的

認定調査に従事する者が要介護認定及び要支援認定(以下、「要介護認定等」という。)における公平・公正かつ適切な認定調査を実施するために必要な知識、技能を修得及び向上させることを目的とする。

2 実施方法及び実施期間

e ラーニング方式で実施する。

受講者は、下記の実施期間中に「e ラーニングシステム」上で規定のカリキュラムを受講すること。

受講申込期間	令和7年9月24日(水)から令和8年3月1日(日)まで
受講期間	令和7年10月1日(水)から令和8年3月13日(金)まで

3 カリキュラム

内容	教材	学習に要する時間 (計5.5時間程度)
I 要介護認定等に関する基本的な考え方 ・要介護認定等に関する手続きの一連の流れ ・要介護認定等基準の基本的な考え方 ・要介護認定等基準時間の設定方法 ・一次判定の基本的な考え方 ・二次判定の方法とその基本的な考え方	第1章 認定調査の基本的な考え方 (1)要介護認定と認定調査の考え方 (2)基本調査と特記事項 第2章 3つの評価軸 (1)能力で評価する調査項目 (2)介助の方法で評価する調査項目 (3)有無で評価する調査項目 第3章 介護認定審査会の手順と特記事項の書き方 (1)認定調査と介護認定審査会の関係 (2)一次判定の修正・確定 (3)二次判定 (4)介護認定審査会として付する意見 (5)審査会事務局の役割	動画視聴 9分 動画視聴 13分 動画視聴 10分 動画視聴 15分 動画視聴 10分 動画視聴 3分 動画視聴 5分 動画視聴 9分 動画視聴 3分 動画視聴 2分
II 認定調査の実施方法 ・認定調査に関する総括的な留意事項及び調査方法 ・個別項目に関する定義 ・調査上の留意点及び選択肢の選択基準 ・認定調査票の記入方法等	第4章 一次判定ソフトの役割と仕組み (1)一次判定ソフトの役割 (2)一次判定ソフトの仕組み (3)一次判定ソフトのロジック 第5章 認定調査の実施方法 第6章 平成27年度重点講座 第7章 認定調査の実施及び留意点	動画視聴 4分 動画視聴 5分 動画視聴 4分 動画視聴 72分 動画視聴 18分 動画視聴 21分
III 高齢者的人権	第8章 障がい特性の理解と認定調査時の配慮事項 第9章 障がい理解ハンドブック 「ほんま、おおきに!!-ひろげようこころの輪」	動画視聴 60-90分 (目安) 資料閲覧 5分 (目安)
IV 事例検討 ・特記事項の書き方の演習	第10章 具体的な特記事項の書き方	演習 20分 (目安)
V 理解度テスト	第11章 理解度テスト	演習 20分 (目安)

本研修は「認定調査員等研修事業の実施について」(平成20年6月4日付老発第0604001号厚生労働省老健局長通知)による「認定調査員研修実施要綱」(別添1)に基づき実施する。

4 研修修了

本研修の全課程を受講し、かつ理解度テストの正答率が100%に達した者を修了者として認める。

なお、理解度テストは正答率が100%に達するまで繰り返し受検することができる。

5 研修修了者の登録

大阪府は、修了者について名簿を管理する。また、本研修修了者には、修了証明書を発行する。

■承認メール・修了証明書発送時期のめやす

- 【受講申込手続】を行った方には、大阪府からの受講承認メール受信後に、e ラーニングを受講することができます。
- すべての教材を受講し修了した方には、大阪府から修了証明書を発行し普通郵便で郵送します。
- 承認メール、修了証明書の発送は、2週間に1回行っています。具体的な日程は、下記を目安にしてください。

受講申込み手続を行った時期				承認通知日
令和 7 年 9 月 24 日(水) から	令和 7 年 9 月 28 日(日) まで	に手続きした方		令和 7 年 10 月 1 日(水)
令和 7 年 9 月 29 日(月) から	令和 7 年 10 月 12 日(日) まで	に手続きした方		令和 7 年 10 月 15 日(水)
令和 7 年 10 月 13 日(月) から	令和 7 年 10 月 26 日(日) まで	に手続きした方		令和 7 年 10 月 29 日(水)
令和 7 年 10 月 27 日(月) から	令和 7 年 11 月 9 日(日) まで	に手続きした方		令和 7 年 11 月 12 日(水)
令和 7 年 11 月 10 日(月) から	令和 7 年 11 月 23 日(日) まで	に手続きした方		令和 7 年 11 月 26 日(水)
令和 7 年 11 月 24 日(月) から	令和 7 年 12 月 7 日(日) まで	に手続きした方		令和 7 年 12 月 10 日(水)
令和 7 年 12 月 8 日(月) から	令和 7 年 12 月 21 日(日) まで	に手続きした方		令和 7 年 12 月 24 日(水)
令和 7 年 12 月 22 日(月) から	令和 8 年 1 月 4 日(日) まで	に手続きした方		令和 8 年 1 月 7 日(水)
令和 8 年 1 月 5 日(月) から	令和 8 年 1 月 18 日(日) まで	に手続きした方		令和 8 年 1 月 21 日(水)
令和 8 年 1 月 19 日(月) から	令和 8 年 2 月 1 日(日) まで	に手続きした方		令和 8 年 2 月 4 日(水)
令和 8 年 2 月 2 日(月) から	令和 8 年 2 月 15 日(日) まで	に手続きした方		令和 8 年 2 月 18 日(水)
令和 8 年 2 月 16 日(月) から	令和 8 年 3 月 1 日(日) まで	に手続きした方		令和 8 年 3 月 4 日(水)

修了した時期				修了証明書発送予定日(※)
令和 7 年 10 月 1 日(水) から	令和 7 年 10 月 12 日(日) まで	に手続きした方		令和 7 年 10 月 15 日(水)
令和 7 年 10 月 13 日(月) から	令和 7 年 10 月 26 日(日) まで	に手続きした方		令和 7 年 10 月 29 日(水)
令和 7 年 10 月 27 日(月) から	令和 7 年 11 月 9 日(日) まで	に手続きした方		令和 7 年 11 月 12 日(水)
令和 7 年 11 月 10 日(月) から	令和 7 年 11 月 23 日(日) まで	に手続きした方		令和 7 年 11 月 26 日(水)
令和 7 年 11 月 24 日(月) から	令和 7 年 12 月 7 日(日) まで	に手続きした方		令和 7 年 12 月 10 日(水)
令和 7 年 12 月 8 日(月) から	令和 7 年 12 月 21 日(日) まで	に手続きした方		令和 7 年 12 月 24 日(水)
令和 7 年 12 月 22 日(月) から	令和 8 年 1 月 4 日(日) まで	に手続きした方		令和 8 年 1 月 7 日(水)
令和 8 年 1 月 5 日(月) から	令和 8 年 1 月 18 日(日) まで	に手続きした方		令和 8 年 1 月 21 日(水)
令和 8 年 1 月 19 日(月) から	令和 8 年 2 月 1 日(日) まで	に手続きした方		令和 8 年 2 月 4 日(水)
令和 8 年 2 月 2 日(月) から	令和 8 年 2 月 15 日(日) まで	に手続きした方		令和 8 年 2 月 18 日(水)
令和 8 年 2 月 16 日(月) から	令和 8 年 3 月 1 日(日) まで	に手続きした方		令和 8 年 3 月 4 日(水)
令和 8 年 3 月 2 日(月) から	令和 8 年 3 月 13 日(金) まで	に手続きした方		令和 8 年 3 月 23 日(月)

※修了証明書発送予定日は、大阪府から郵便窓口に差し出す日です。普通郵便で送付するため、お手元に届く時期はその翌々日以降となります。

※「e ラーニングシステム」上で受講状況が【受講済】と表示されてから、正式な修了証明書がお手元に届くまでの間に認定調査に従事する必要がある場合は、委託元市町村とご相談の上、ご対応ください。

冊子版「認定調査員テキスト」の受取りについて

「要介護認定 認定調査員テキスト 2009 改訂版」の冊子版の受取り方法をご案内します。

(1) 大阪府庁での手渡し

受付時間内に、大阪府高齢介護室介護支援課へ取りにお越しください。事前の連絡は不要です。お渡しする際に受講者氏名と介護支援専門員登録番号をお尋ねしますので、控えてきてください。受講者1名につき1冊お渡しします。受講者複数名分を代表者が取りに来ても構いません。

受講者氏名	
介護支援専門員 登録番号	

(2) 郵送での取寄せ

次ページの「返信用レターパック(認定調査員テキスト郵送取寄せ用)の郵送について」を参考にし、大阪府に送付してください。テキストを入れた返信用レターパックを使用し返送します。

レターパックライト【青】430円分をご用意ください。受講者2名分の取寄せの場合は、レターパックライトで返送できますが、受講者3~5名分の取り寄せの場合は、レターパックプラス【赤】600円分が必要です。

お急ぎの場合は(1)大阪府庁での手渡しをご検討ください。

【問い合わせ先/書類等の提出先/認定調査員テキストの受取場所】

大阪府福祉部 高齢介護室 介護支援課 利用者支援グループ
認定調査員研修担当

電話番号: 06-6941-0351 内線 4477 または 4500

受付時間: 平日午前9時30分から午後5時30分まで

〒540-8570 大阪府大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁別館7階

<[大阪府庁別館へのアクセス](#)>

- ・Osaka Metro 谷町線・京阪「天満橋駅」3番出口から約400メートル
- ・Osaka Metro 谷町線・中央線「谷町四丁目駅」1A出口から約270メートル

★テキストの受取り、証の写しの提出等で大阪府庁にお越しいただく場合は、
ご案内の都合上、午後5時00分までにお願い申し上げます。

返信用レターパック(認定調査員テキスト郵送取寄せ用)の郵送について

▽大阪府から送付した郵便物が戻ってきてしまうケースが多発しています!▽

送付希望先の宛名は、建物名、部屋番号まで正確に記載しましょう。

特に、勤務先等の事業所を宛名にする場合は、【会社名、事業所名、部署名】が必要です。

例)大阪市中央区大手前2丁目〇〇—〇〇 △△ビル ☆☆ケアプランセンター

①下記いずれかをご用意いただき、To(お届け先)に申込者の方の住所、氏名、電話番号をご記載ください

レターパックライト	レターパックプラス
ライト(青)430円:郵便受けに配達します。 	プラス(赤)600円:対面でお届けし、受領印または署名をいただきます。 

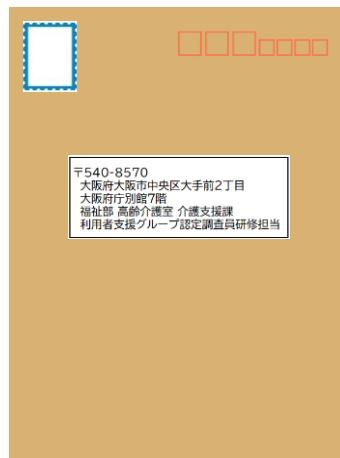
②下記のように二つ折りにして封筒に入れ、切手を貼付の上お送りください

(2名分以上を郵送で取寄せ希望される場合は、次ページの受講者情報も一緒に封筒に入れてください)



レターパック送信先
(封筒の宛先用に切り取ってお使いいただいても結構です)

〒540-8570
大阪府大阪市中央区大手前2丁目
大阪府庁別館7階
福祉部 高齢介護室 介護支援課
利用者支援グループ認定調査員研修担当



<受講者情報>

1人目

受講者氏名	
介護支援専門員 登録番号	

2人目

受講者氏名	
介護支援専門員 登録番号	

3人目

受講者氏名	
介護支援専門員 登録番号	

4人目

受講者氏名	
介護支援専門員 登録番号	

5人目

受講者氏名	
介護支援専門員 登録番号	

「要介護認定 認定調査員テキスト 2009 改訂版」(B5 判)
…厚生労働省が公開する同テキスト及び「要介護認定等の方法の見直しに係るQ&A」を印刷したものです。





学習管理システム 動作環境

Microsoft Windows

<OS>

- Windows 11 [64ビット版]
- Windows 10 [64ビット版]

<ブラウザ>

- Microsoft Edge Chromium 135 [デスクトップ版]
- Google Chrome 135 [デスクトップ版]
- Firefox 137 [デスクトップ版]



MacOS

<OS>

- macOS v15.0 Sequoia
- macOS v14.0 Sonoma

<ブラウザ>

- Safari



Android

<OS>

- Android 15.0
- Android 14.0

<ブラウザ>

- Chrome



iOS

<OS>

- iOS 18
- iOS 17

<ブラウザ>

- Safari



※ 2025年4月時点の情報です。